

令和7年度

自動車検査員研修

【北海道運輸局 地域教材】

注) 令和7年度 自動車検査員研修では本教材の他、以下の資料が必要です。

- ①令和7年度 整備主任者研修 法令研修【全国共通教材】
- ②令和7年度 整備主任者研修 法令研修【北海道運輸局 地域教材】

目 次

（プレスリリース等）

1. 「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について -----	1
2. 指定工場におけるOBD検査の判定フローについて -----	5
3. 「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及び OBD確認の取扱方針について」の一部改正について -----	8
4. 輸入車のOBD検査開始について（協力依頼） -----	14
5. 検査用スキャンツールの緊急的な改善措置時における OBD検査の有効性の取扱い等について（周知） -----	15
6. 電気自動車等のバッテリー火災に対する安全性を確保します -----	18
7. 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務 の取扱いについて」の一部改正について -----	20
8. 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！ -----	24
9. 令和7年度スキャンツール補助事業を開始します！ -----	36

（監査・処分関係）

10. 令和7年度 指定監査結果集計表（口頭注意件数） -----	38
11. 令和6年度及び令和7年度の指定整備事業者の処分状況一覧 -----	39
12. 指定自動車整備事業者処分概況（令和6年度・令和7年度） -----	40

（その他）

13. 車検前の適切な点検・整備へのご協力をお願いします！！ -----	56
--------------------------------------	----

国自整第87号
令和7年7月4日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別紙のとおり通知したので申し添える。

国自整第87号の2
令和7年7月4日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

標記通達について一部を改正した旨を別紙のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

「指定整備記録簿の記載要領について」（平成7年3月27日付け自整第67号）の一部改正について

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 指定整備記録簿の記載要領について 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。 省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。 記 1. ～5. (略) 附則 (略) <u>附則 (令和7年7月4日 国自整第87号)</u> <u>1 本改正規定は、令和7年7月4日から施行する。</u> 別紙	自 整 第 6 7 号 平成7年3月27日 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 指定整備記録簿の記載要領について 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。 省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。 記 1. ～5. (略) 附則 (略) <u>(新設)</u> 別紙 黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

新		旧																																																	
前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (1) (略) (2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合 ① ～④ (略) ⑤カッタフトフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）		前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (1) (略) (2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合 ① ～④ (略) ⑤カッタフトフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）																																																	
<table><tr><th colspan="2">前 照 灯</th></tr><tr><th>取付高さ</th><th>右左</th></tr><tr><td>すれ違い灯 特例ライン</td><td>cm</td></tr><tr><td>5 8</td><td>cm</td></tr><tr><td>光 軸</td><td>下</td></tr><tr><td></td><td>cm</td></tr><tr><td></td><td>左・右</td></tr><tr><td></td><td>cm</td></tr><tr><td>光 度</td><td>主×100</td></tr><tr><td></td><td>cd</td></tr><tr><td></td><td>副×100</td></tr><tr><td></td><td>cd</td></tr></table> (注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。 「光軸の上下」の欄に「<u>水平以下</u>」と記入する。 (注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を（副）の欄に記入する。 なお、走行用前照灯の測定光度で半断した場合には（主）の欄にも記入する。		前 照 灯		取付高さ	右左	すれ違い灯 特例ライン	cm	5 8	cm	光 軸	下		cm		左・右		cm	光 度	主×100		cd		副×100		cd	<table><tr><th colspan="2">前 照 灯</th></tr><tr><th>取付高さ</th><th>右左</th></tr><tr><td>すれ違い灯 特例ライン</td><td>cm</td></tr><tr><td>5 8</td><td>cm</td></tr><tr><td>光 軸</td><td>下</td></tr><tr><td></td><td>cm</td></tr><tr><td></td><td>左・右</td></tr><tr><td></td><td>cm</td></tr><tr><td>光 度</td><td>主×100</td></tr><tr><td></td><td>cd</td></tr><tr><td></td><td>副×100</td></tr><tr><td></td><td>cd</td></tr></table> (注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。 「光軸の上下」の欄に「<u>カッタフトフラインの位置を間に44cmの点のカッタフトフラインの位置を間に「ー」を挟んで記入する。</u> (注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を（副）の欄に記入する。 なお、走行用前照灯の測定光度で半断した場合には（主）の欄にも記入する。		前 照 灯		取付高さ	右左	すれ違い灯 特例ライン	cm	5 8	cm	光 軸	下		cm		左・右		cm	光 度	主×100		cd		副×100		cd
前 照 灯																																																			
取付高さ	右左																																																		
すれ違い灯 特例ライン	cm																																																		
5 8	cm																																																		
光 軸	下																																																		
	cm																																																		
	左・右																																																		
	cm																																																		
光 度	主×100																																																		
	cd																																																		
	副×100																																																		
	cd																																																		
前 照 灯																																																			
取付高さ	右左																																																		
すれ違い灯 特例ライン	cm																																																		
5 8	cm																																																		
光 軸	下																																																		
	cm																																																		
	左・右																																																		
	cm																																																		
光 度	主×100																																																		
	cd																																																		
	副×100																																																		
	cd																																																		
制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例（略）		制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例（略）																																																	
電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例（略）		電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例（略）																																																	

事 務 連 絡
令和7年7月17日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿

整備・保安課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局

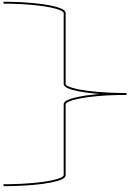
自動車整備課 整備事業班長

指定工場におけるOBD検査の判定フローについて

標記について、別紙のとおり（一社）日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、（一社）日本自動車工業会、日本自動車輸入組合あてそれぞれ通知したので、業務の参考とされますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 1 7 日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 殿
日本自動車車体整備協同組合連合会 殿
(一社) 日本自動車工業会 殿
日本自動車輸入組合 殿



単名各通

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課 整備事業班長

指定工場におけるOBD検査の判定フローについて（周知依頼）

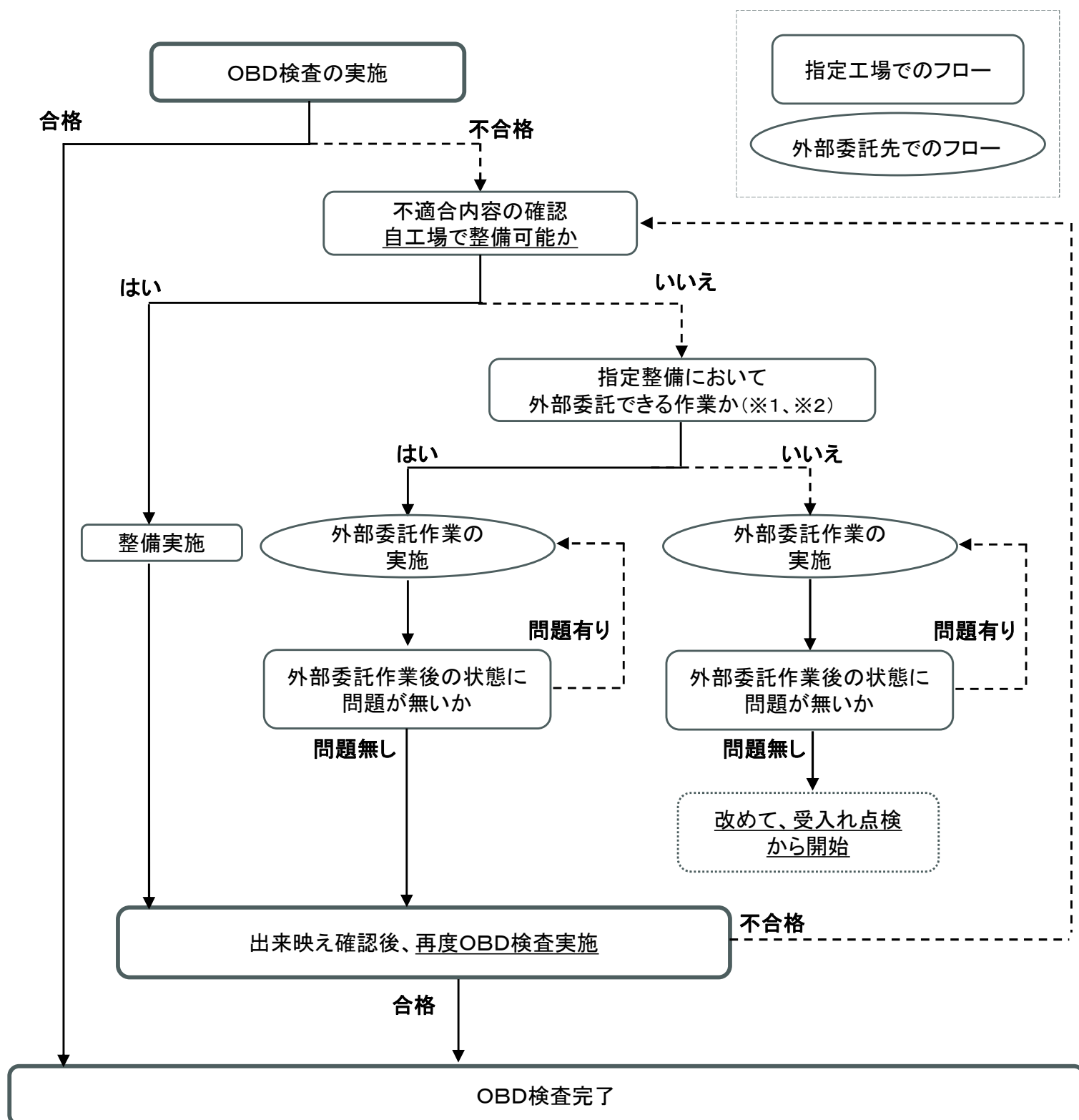
標記について、令和6年10月より自動車の検査に導入された電子装置の検査（OBD検査）については、その適確な運用のため、指定工場において検査を実施する場合にあっては、適切なフローに則った取扱いを行うことが重要です。

ついては、指定工場におけるOBD検査の判定フローを別添のとおり整理しましたので、傘下会員に対し周知をお願いします。なお、当該フローは、国土交通省ホームページ（※）へも掲載する予定です。

※OBD 検査を実施するにあたって（整備事業者向け）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD_company.html

指定工場におけるOBD検査の判定フロー



※1 指定整備において、外部委託できる作業は以下の通り

- ・機械加工 ・鍛冶 ・メッキ ・溶接 ・タイヤの修理 ・車枠及び車体の修理
- ・電気装置の修理 ・計器の修理 ・自動変速装置その他特殊な部品の修理
- ・電子制御装置整備の構内外注又は一部外注

※2 「スピードメータ検査実施後にABSのテルテールが点灯、その後テルテールは消灯しても特定DTCが残る現象」について、当該特定DTCを消去する作業は、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能

国 自 整 第 98 号
令和 7 年 7 月 17 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」の一部改正について

今般、独立行政法人自動車技術総合機構（以下、自動車機構という）が提供する OBD 検査システムの改修により OBD 検査結果の削除機能が追加されたところ。

これに伴い、当該削除機能の活用方法を明確化するため「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」（令和 6 年 3 月 28 日付け、国自整第 278 号）

の一部改正について

(下線部が改正箇所)

新	旧
国自整第 278 号 令和 6 年 3 月 28 日 <u>国自整第 98 号</u> <u>最終改正 令和 7 年 7 月 17 日</u> 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について 令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、自動車特定整備事業者等が OBD 検査及び OBD 確認の実施に当たり遵守すべき事項等を別添の「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」に定めたので了知されるところに、遺漏なきよう取り扱われたい。 また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。	国自整第 278 号 令和 6 年 3 月 28 日 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について 令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、自動車特定整備事業者等が OBD 検査及び OBD 確認の実施に当たり遵守すべき事項等を別添の「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」に定めたので了知されるところに、遺漏なきよう取り扱われたい。 また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別添	別添
自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針 1. ～ 3. (略) 4. OBD 検査システムの利用方法 自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について 指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成 9 年 2 月 20 日付自整第 23 号）」に基づき検査用スキャンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。 ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザー ID 及びパスワードは、共用の検査用スキャンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。 ② 共用の検査用スキャンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた<u>自らの事業場</u>の敷地内において実施されたものとみなす。 (5) 検査用スキャンツールの借用使用について	自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針 1. ～ 3. (略) 4. OBD 検査システムの利用方法 自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について 指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成 9 年 2 月 20 日付自整第 23 号）」に基づき検査用スキャンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。 ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザー ID 及びパスワードは、共用の検査用スキャンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。 ② 共用の検査用スキャンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた<u>事業場</u>の敷地内において実施されたものとみなす。 (5) 検査用スキャンツールの借用使用について

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキャンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキャンツールを借用したときは、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた<u>自らの事業場</u>の敷地内において実施されたものとみなす。 ①～② (略) 5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項 自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。なお、③、④に<u>掲げる事項を遵守するにあたり、OBD 検査結果参照システムによる削除機能を活用してもよい。</u> ① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。 ② OBD 確認は認証を受けた<u>自らの事業場</u>の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた<u>自らの事業場</u>の敷地内においてそれぞれ実施すること。 ③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会（以下「機構等」という。）において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備	自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキャンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキャンツールを借用したときは、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた<u>事業場</u>の敷地内において実施されたものとみなす。 ①～② (略) 5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項 自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。 ① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。 ② OBD 確認は認証を受けた<u>事業場</u>の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた<u>事業場</u>の敷地内においてそれぞれ実施すること。 ③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会（以下「機構等」という。）において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備
--	--

又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。 ④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。 (5) (略)	又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。 ④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。 (5) (略)
6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲 (1) (略) (2) 検査対象車両への VCI の取り付け、取り外し及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力は、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。	6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲 (1) (略) (2) 検査対象車両への VCI の取り付け及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力は、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。
7. (略) 附則（令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 278 号） この通達、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。 <u>附則（令和 7 年 7 月 17 日付け国自整第 98 号）</u> <u>この通達は、令和 7 年 7 月 17 日から施行する。</u>	7. (略) 附則（令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 278 号） この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。 <u>(新設)</u>

国自整第 98 号の 2
令和 7 年 7 月 17 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和7年8月26日

日本自動車輸入組合技術部長 殿
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

} (単名各通)

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

輸入車の OBD 検査開始について（協力依頼）

令和6年10月1日に本格運用が開始された OBD 検査にあつては、本年10月1日よりその対象が輸入車まで拡大されること、各地方運輸局、沖縄総合事務局による確認の結果、輸入車を主に扱う指定自動車整備事業者について、OBD 検査システムへの登録が完了していない等、OBD 検査を行うための準備が未だ整っていない事業者が散見されることです。

ついては、下記の輸入車の OBD 検査開始及び OBD 検査を行うために必要となる準備について、傘下会員に周知するようお願い申し上げます。

記

1. 輸入車の OBD 検査開始

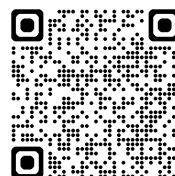
- ・令和7年10月1日より、輸入車の OBD 検査が開始されます。
- ・指定自動車整備事業者にあつては、OBD 検査が必要な車両について漏れなく OBD 検査を実施されるようご注意ください。

2. OBD 検査を行うために必要となる準備

- ・OBD 検査の開始には検査用スキャンツールの備え付けのみでなく、OBD 検査システムへの登録をはじめとした諸手続・作業が必要となります。
- ・OBD 検査に必要な準備等については、(独)自動車技術総合機構が提供している「OBD 検査ポータル」にてご確認ください。

(OBD 検査ポータル 検査の実施準備)

<https://www.obd.naltec.go.jp/preparation/>



事 務 連 絡
令和7年9月22日

各地方運輸局自動車技術安全部 御中

沖縄総合事務局運輸部 御中

(独) 自動車技術総合機構 御中

軽自動車検査協会 御中

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 御中

日本自動車車体整備協同組合連合会 御中

(一社) 日本自動車工業会 御中

日本自動車輸入組合 御中

(一社) 日本自動車機械器具工業会 御中

(一社) 日本自動車機械工具協会 御中

単名各通

国土交通省

物流・自動車局自動車整備課

検査用スキャンツールの緊急的な改善措置時における
OBD 検査の有効性の取扱い等について（周知）

OBD 検査及び OBD 確認（以下「OBD 検査等」という。）の実施に当たっては、指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める自動車検査用機械器具（以下「検査器具」という。）として（一社）日本自動車機械工具協会（以下「機工協」という。）が行う型式認定を受けた検査用スキャンツールを使用することとしている。また、検査用スキャンツールの製作者等は、型式認定を受けた検査用スキャンツールの構造、装置又は機能を変更しようとする場合には、機工協が定めるところにより、構造等変更試験を受けなければならないこととされている。

他方で、検査用スキャンツールの製作者等は、その製作した検査用スキャンツールについて技術基準等に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合等には、速やかにソフトウェアアップデート等の改善措置（以下単に「改善措置」という。）を講じる必要がある。

したがって、検査用スキャンツールの緊急的な改善措置時における OBD 検査の有効性や事前に OBD 検査等を実施した車両に対する独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会（以下「機構等」という。）における基準適合性審査等については、別紙 1、2 のとおり取り扱うものとする。

型式認定を受けた検査用スキャンツールにおける OBD 検査の有効性等

1. 検査器具としての取扱い

型式認定を受けた検査用スキャンツールについては、そのバージョン等が認定された旨の事実が機工協において公表された時点から、検査器具として取り扱って差し支えない。

2. OBD 検査等の有効性

機工協がバージョン等について認定を行って間もない検査用スキャンツールについては、OBD 検査システムへの型式認定情報の反映に所定の時間がかかることから、OBD 検査等を実施する際、特定 DTC 照会アプリの画面上に「お使いの検査用スキャンツールは認定されていない可能性があります。」の文字（以下「非認定メッセージ」という。）が表示される可能性がある。ただし、この場合においても、1. のとおり検査器具として取り扱って差し支えないことから、実施した OBD 検査等の結果は有効として差し支えない。なお、当該表示について不明な点等がある場合には、検査用スキャンツールの製作者等に問い合わせること。

3. 機構等における基準適合性審査時の取扱い

機構等が実施する基準適合性審査に先だって OBD 検査等を実施する際、2. により特定 DTC 照会アプリにおいて非認定メッセージが表示される車両については、「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」（令和 6 年 3 月 28 日付国自整第 278 号。以下「OBD 取扱規定」という。）7.（2）の規定の対象となるため、機構等における基準適合性審査時の OBD 検査は省略されない。

検査用スキャンツールの緊急的な改善措置時における OBD 検査の有効性等

1. 検査器具としての取扱い

型式認定を受けた検査用スキャンツールであって、その製作者等が改善措置を講じようとし、又は講じたものは、機工協による構造等変更試験その他の手続（以下「構造等変更試験等」という。）前であっても、検査器具として取り扱って差し支えない。ただし、当該製作者等が、当該検査用スキャンツールが OBD 検査を適切に実施できない状態にあると認め、機工協がその旨を公表した場合、又は機工協が当該検査用スキャンツールの型式認定を取り消した場合は、この限りでない。

2. OBD 検査等の有効性

機工協による構造等変更試験等の前に改善措置が講じられ、ドライバー又はファームウェアのバージョンが変更された検査用スキャンツールについては、型式認定時のバージョンと異なることから、OBD 検査等を実施する際、特定 DTC 照会アプリの画面上に非認定メッセージが表示される。ただし、1. のとおり検査器具として取り扱って差し支えないことから、実施した OBD 検査等の結果は有効として差し支えない。なお、当該表示について不明な点等がある場合には、検査用スキャンツールの製作者等に問い合わせること。

3. 機構等における基準適合性審査時の取扱い

機構等が実施する基準適合性審査に先だって OBD 検査等を実施する際、2. により特定 DTC 照会アプリにおいて非認定メッセージが表示される車両については、OBD 取扱規定 7.（2）の規定の対象となるため、機構等における基準適合性審査時の OBD 検査は省略されない。



令和 7 年 9 月 26 日

物流・自動車局車両基準・国際課

物流・自動車局審査・リコール課

電気自動車等のバッテリー火災に対する安全性を確保します

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

我が国は、電気自動車等の安全を確保しつつ普及を促進するため、平成 19 年に世界で初めて電気自動車等の乗員の安全確保に関する基準を策定し、それをベースに国際基準を策定・強化し、電気自動車の安全性を確保しています。

本年 3 月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、更なる安全対策として日本から提案し議論されていた、電気自動車等のバッテリーが異常発熱を起こした場合であっても乗員を保護するための要件が合意されたことを受け、このたび、道路運送車両の保安基準等を改正することとします。

1. 改正の概要

（１）バッテリー火災発生時の乗員保護性能確認試験を義務づけ

電気自動車等で走行用のモーターに使用するバッテリーについて、何らかの原因で異常発熱をしたことを想定し、一部の電池を過熱させたときに、火災、爆発又は車内への煙の放出がないか等、乗員の安全が確保されているかを確認する基準を導入します。

＜基準の概要＞

レーザーを照射するなどして電池を意図的に過熱したとき、乗員が脱出するための時間を確保するため、以下のいずれかの要件を満たすことを確認する。

＜要件＞

・バッテリー全体が異常発熱に至らないこと。・異常発熱を検知し運転者に対する警告信号を発し、かつ、警告開始から 5 分間は火災、爆発及び車内への煙の放出のいずれも発生しないこと。

＜適用時期＞

新型車：令和 9 年 9 月

継続生産車：令和 12 年 9 月

（２）その他の改正

- ① 「電気式ハイブリッド自動車及び複数の駆動用電動機を備えた電気自動車のシステム出力の決定に係る協定規則（第 177 号）」等を導入するため、所要の改正を行います。
- ② 令和 6 年 12 月 24 日に公表された「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、基準の適用時期を統合する見直しを行います。

2. 公布・施行

公 布：令和 7 年 9 月 26 日

施 行：公布の日。ただし、協定規則第 177 号に係る部分は令和 7 年 9 月 27 日。

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

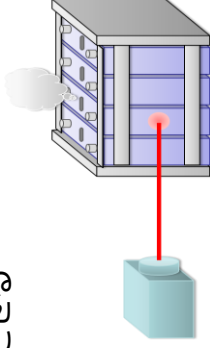
電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

- 日本では、2007年に世界で初めて電気自動車等の乗員保護に関する安全基準を策定。2011年に国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において、当該基準をベースとした国際基準が成立。その後、段階的に規制強化。
- 2025年3月、国際基準の改正が合意され、バッテリー火災を抑制し乗員を保護するための試験法が追加された。当該試験法においては、日本提案であるレーザーを活用した試験方法が盛り込まれた。
- 2025年9月(予定)の発効にあわせ、今般、国内法令にも取り入れる。

改正概要

➢ バッテリー火災の抑制と乗員保護に係る試験法の追加

バッテリーの異常発熱による車両火災を模擬するため、電池にレーザーを照射し過熱させる※等の方法で電池の内部短絡を発生させる



※レーザーを照射する方式は日本が提案したもの。

◆ 判定要件

乗員が脱出するための時間を確保するため、以下のいずれかの要件を満たすこと。

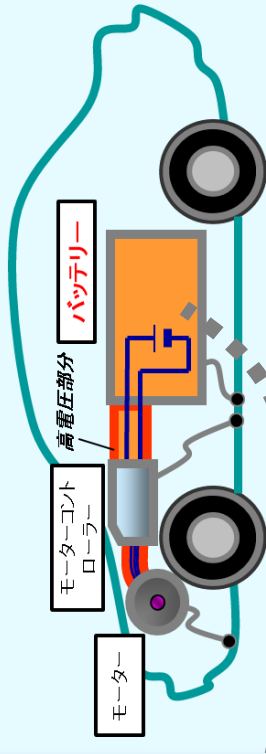
- ✓ 電池が異常発熱に至らないこと。
- ✓ 電池の異常発熱を検知し運転者に対する警告信号を発し、かつ、警告開始から5分間は火災、爆発及び車内への煙の放出のいずれも発生しないこと。

適用日

新型車：2027年9月

継続生産車：2030年9月

<電気自動車等の安全基準の要件（例）>



➢ 感電に対する保護

- ✓ バッテリー及び高電圧部分からの感電に対する保護

➢ 電池の安全性

- ✓ 車両衝突時の衝撃に対する保護
- ✓ 車外からの火災に対する保護
- ✓ 被水時における保護
- ✓ **バッテリー火災の抑制と乗員保護**

※今次改正により試験方法が追加

➢ 識別表示

- ✓ 電気自動車等（バス及び大型トラックに限る。）の車体への識別表示

国自整第 1 2 5 号
国官参自保第 2 1 5 号
令和 7 年 1 0 月 1 日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務
の取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱
について」（昭和 4 4 年 1 2 月 2 6 日付け自保第 3 4 2 号、自整第 2 9 5 号、自車
第 1 3 9 3 号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

国自整第 1 2 5 号の 2
国官参自保第 2 1 5 号の 2
令和 7 年 1 0 月 1 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 自動車整備課長
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務
の取扱いについて」の一部改正について

標記の件について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合
事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対して周
知徹底をお願いします。

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
(昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号) 新旧対照表 (案)

(下線部分は改正部分)

新	旧
自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日	自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿	各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿
物流・自動車局自動車整備課長 保障制度参事官室長	物流・自動車局自動車整備課長 保障制度参事官室長
自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて	自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令第59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図りたい。	標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令第59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図りたい。
附則（略）	附則（略）
<u>附則（令和7年10月1日 国自整第125号、国官参自保第215号）</u>	<u>（新設）</u>
<u>改正後の通達は、令和7年10月1日から施行する。</u>	
別紙 1～4（略）	別紙 1～4（略）

別記1 (略)

別記 2

保険会社名称略表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	A D損保	萬天損害保険株式会社	萬天
アクサ損害保険株式会社	アクサ	旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日
アヅキユウチャオニッセイ・エス・ピー・エイ	ゼネラリ	全国共済農業協同組合連合会	J A全共連
アドリック損害保険株式会社	アドリック	同上 O O (※連年事業) 本部	J A O O (※連年事業)
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	O O O農業協同組合	J A O O O
A I G損害保険株式会社	A I G	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
旧 A I U損害保険株式会社	A I U	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	全国トラック交通共済協同組合連合会	交通連
S B I損害保険株式会社	S B I	全国労働者共済生活協同組合連合会	北ト交共
共栄火災海上保険株式会社	共栄	新進地方交通共済協同組合	東北交通共済
サニセイ・イ・ゲ・ア・ガ・ア・ガ・カ・ワ・ニ・エ・リ・タ・カ・ト	インディア	北海道トラック交通共済協同組合	新交協
ジェイ・アイ・損害保険株式会社	ジェイ・アイ	東北交通共済協同組合	長交協
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	新進地方交通共済協同組合	関交協
セコム損害保険株式会社	セコム	関東交通共済協同組合	神交共
S O M P O ダイレクト損害保険株式会社	S O M P O ダイレクト	神奈川県自動車交通共済協同組合	中交協
旧 セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン	中部交通共済協同組合	三交協
旧 そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ24	三重県交通共済協同組合	近畿共済
ソニー損害保険株式会社	ソニー	近畿交通共済協同組合	兵交協
損害保険契約者保護機構	保護機構	兵庫県交通共済協同組合	関ト共
損害保険ジャパン株式会社	損害ジャパン	岡山県トラック交通共済協同組合	中ト交共
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	中国トラック交通共済協同組合	四交協
大同火災海上保険株式会社	大同	四国交通共済協同組合	九ト協
Chubb損害保険株式会社	Chubb	九州トラック交通共済協同組合	南九共済
旧 エース損害保険株式会社	エース	南九州交通共済協同組合	全自共
チュウリツセイ・イン・ジュ・アラ・ランス・カン・パ・ニ	チューリヒ	全国自動車共済協同組合連合会	北自共
東京海上日動火災保険株式会社	東京海上日動火災	北海道自動車共済協同組合	東北自共
旧 イー・デザイン損害保険株式会社	イー・デザイン	東北自動車共済協同組合	関自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	関東自動車共済協同組合	中部自共
日新火災海上保険株式会社	日新	中部自動車共済協同組合	近畿自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	近畿自動車共済協同組合	西自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト	西日本自動車共済協同組合	
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		

別記1 (略)

別記 2

保険会社名称略表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	A D損保	全国共済農業協同組合連合会	J A全共連
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上 O O (※連年事業) 本部	J A O O (※連年事業)
アヅキユウチャオニッセイ・エス・ピー・エイ	ゼネラリ	O O O農業協同組合	J A O O O
アドリック損害保険株式会社	アドリック	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
イー・デザイン損害保険株式会社	イー・デザイン	全国トラック交通共済協同組合連合会	交通連
A I G損害保険株式会社	A I G	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 A I U損害保険株式会社	A I U	東北交通共済協同組合	東北交通共済
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	新進地方交通共済協同組合	新交協
S B I損害保険株式会社	S B I	北海道トラック交通共済協同組合	長交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	関東交通共済協同組合	関交協
サニセイ・イ・ゲ・ア・ガ・ア・ガ・カ・ワ・ニ・エ・リ・タ・カ・ト	インディア	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
ジェイ・アイ・損害保険株式会社	ジェイ・アイ	中部交通共済協同組合	中交協
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	三重県交通共済協同組合	近畿共済
セコム損害保険株式会社	セコム	近畿交通共済協同組合	兵交協
S O M P O ダイレクト損害保険株式会社	S O M P O ダイレクト	兵庫県交通共済協同組合	関ト共
旧 セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン	岡山県トラック交通共済協同組合	中ト交共
旧 そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ24	中国トラック交通共済協同組合	四交協
ソニー損害保険株式会社	ソニー	四国交通共済協同組合	九ト協
損害保険契約者保護機構	保護機構	九州トラック交通共済協同組合	南九共済
損害保険ジャパン株式会社	損害ジャパン	南九州交通共済協同組合	全自共
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	全国自動車共済協同組合連合会	北自共
大同火災海上保険株式会社	大同	北海道自動車共済協同組合	東北自共
Chubb損害保険株式会社	Chubb	東北自動車共済協同組合	関自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	関東自動車共済協同組合	中部自共
チュウリツセイ・イン・ジュ・アラ・ランス・カン・パ・ニ	チューリヒ	中部自動車共済協同組合	近畿自共
東京海上日動火災保険株式会社	東京海上日動火災	近畿自動車共済協同組合	西自共
旧 イー・デザイン損害保険株式会社	イー・デザイン	西日本自動車共済協同組合	
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動		
日新火災海上保険株式会社	日新		
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友		
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		

令和7年10月1日
物流・自動車局
自動車整備課

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が増加する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年12月に中間とりまとめを公表しました。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、さび取り清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていないなどの問題点が確認されており、昨年度においても引き続き同様の事例が確認されています。

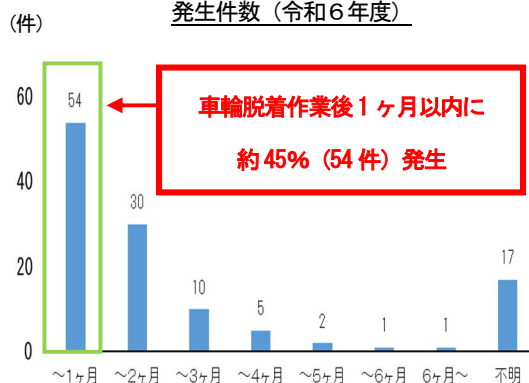
こうした状況を踏まえ、令和7年10月から令和8年2月にかけて「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【主な取り組み】

- 適切なタイヤ脱着作業や保守管理の徹底を周知
- 不適切な脱着作業を防ぐため、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進
- 車輪脱落予兆検知装置について普及促進（国からの補助を最大5万円受けることができます。）
- 以上3点について、降雪地域だけでなく、全国に周知啓発活動を展開

車輪脱着作業から車輪脱落事故までの期間別

発生件数（令和6年度）



<添付資料>

別紙1：車輪脱落事故発生状況

別紙2：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙3：ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！

啓発チラシ

別紙4：車輪脱着予兆検知装置のご案内チラシ

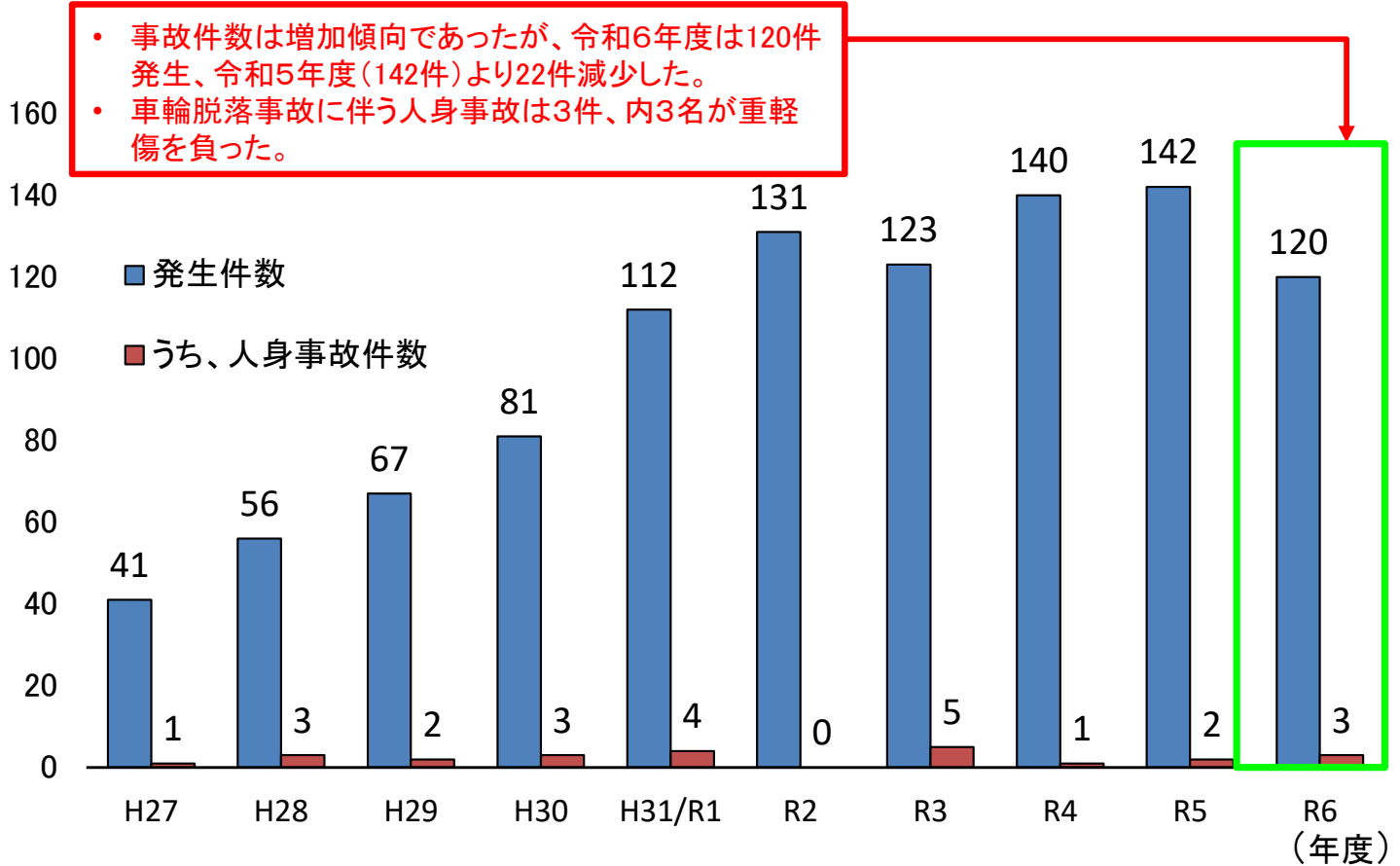
<問い合わせ先>

物流・自動車局自動車整備課 松井、坂本

代表：03-5253-8111（内線：42413）

直通：03-5253-8599

(件) 年度別の大型車の車輪脱落事故の発生件数(過去10年間)



※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

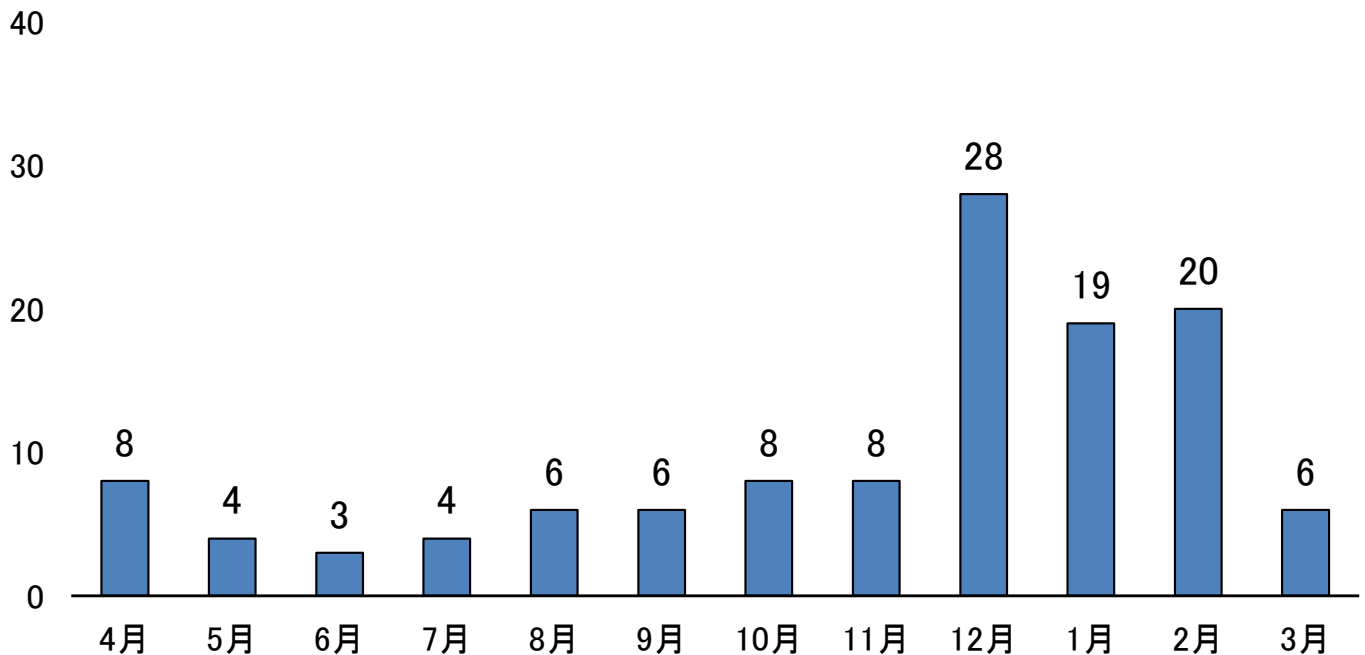
出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故の月別発生件数(令和6年度)

(件)

n=120

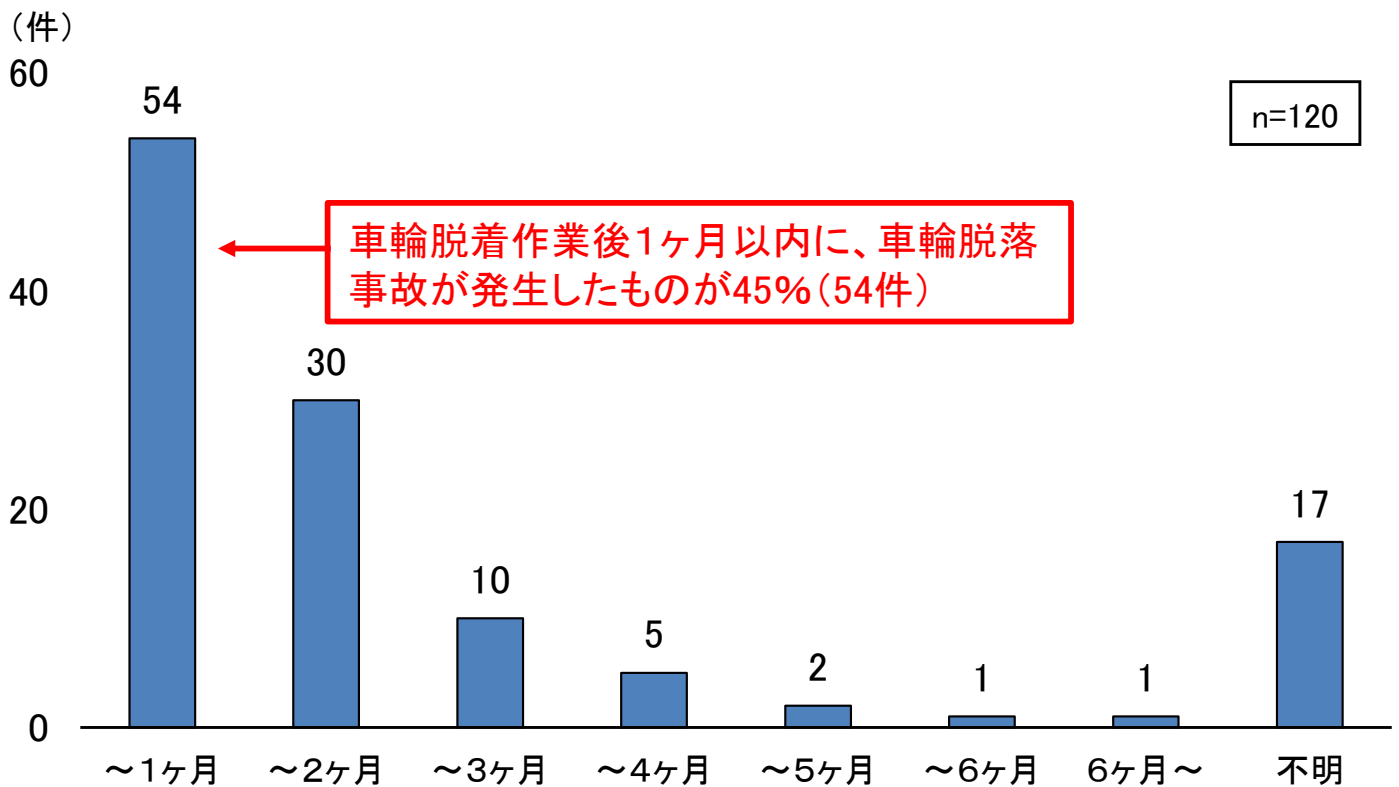
120件のうち、12月～2月に56%(67件)発生と冬期に集中



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

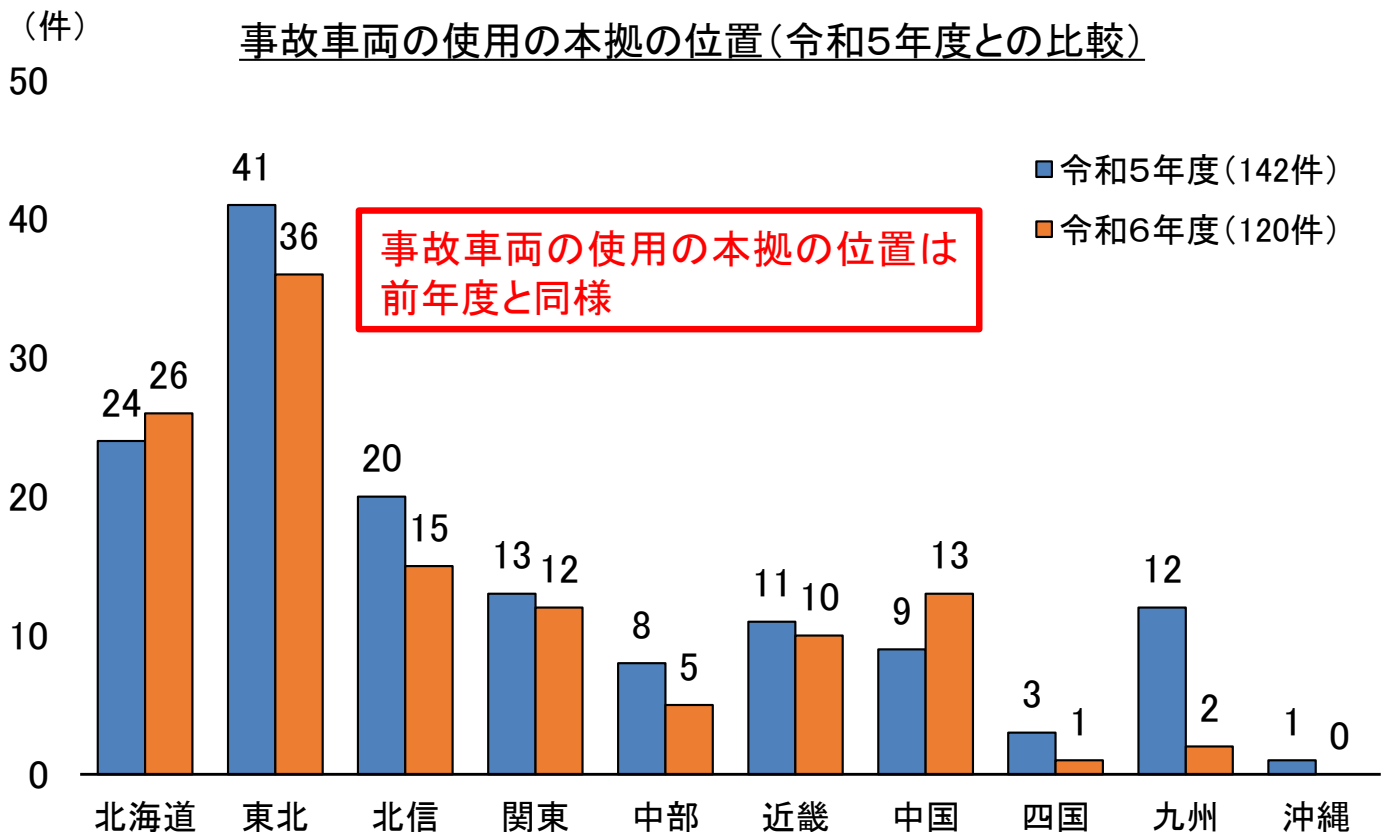
車輪脱落事故発生状況

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間(令和6年度)



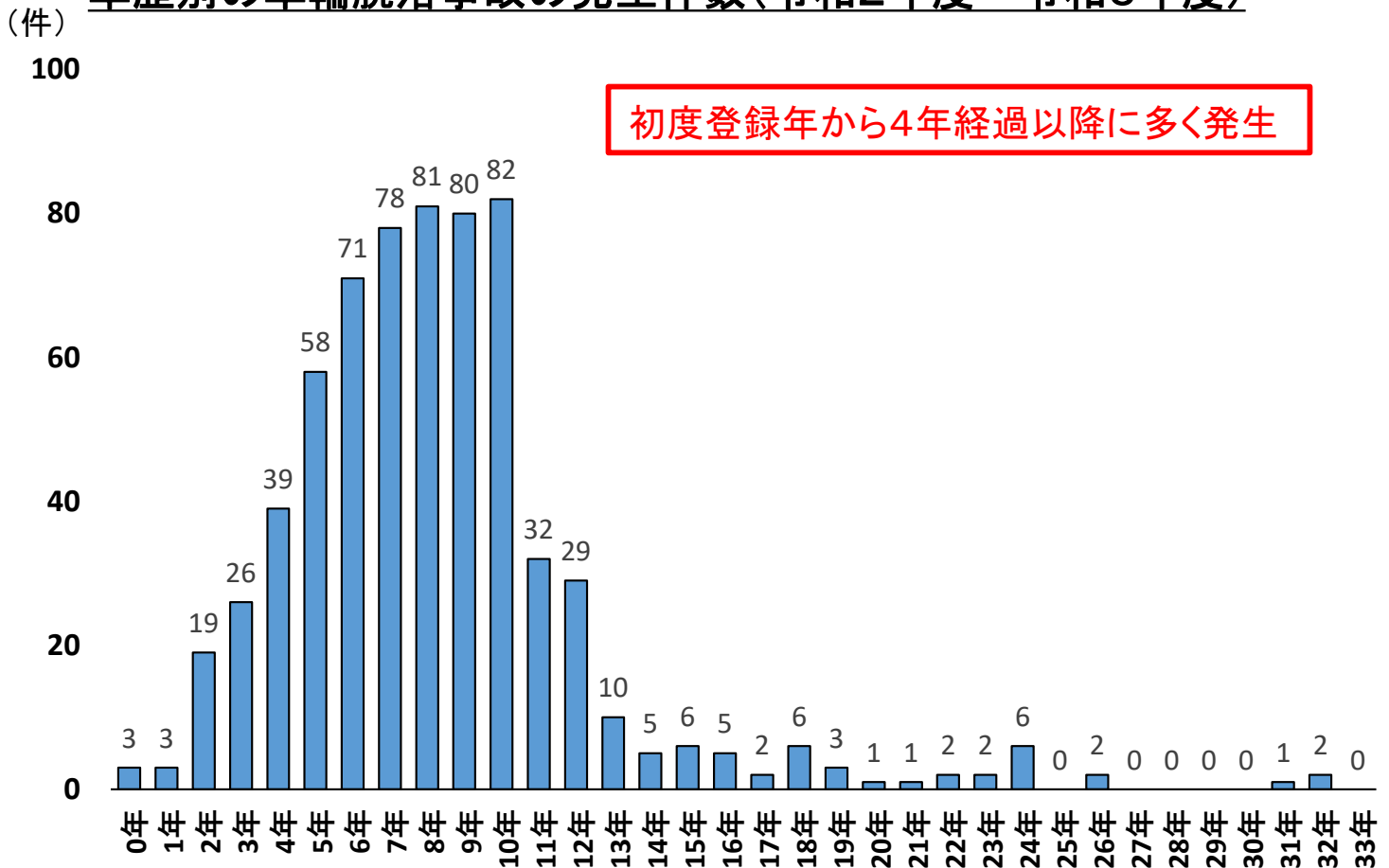
出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

事故車両の使用の本拠の位置(令和5年度との比較)



車輪脱落事故発生状況

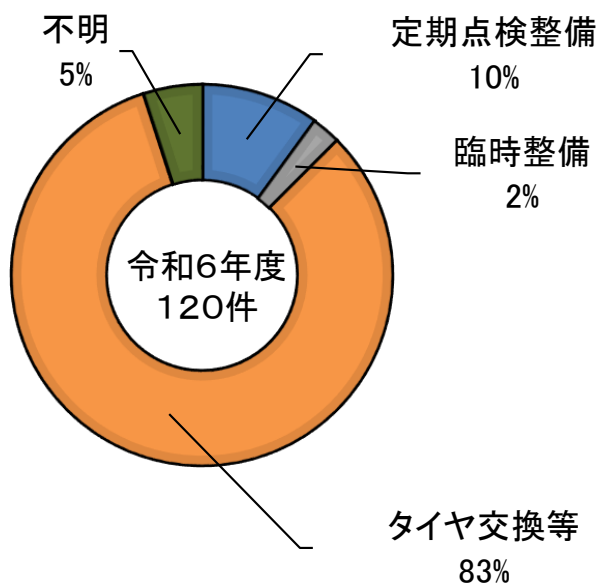
車歴別の車輪脱落事故の発生件数(令和2年度～令和6年度)



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

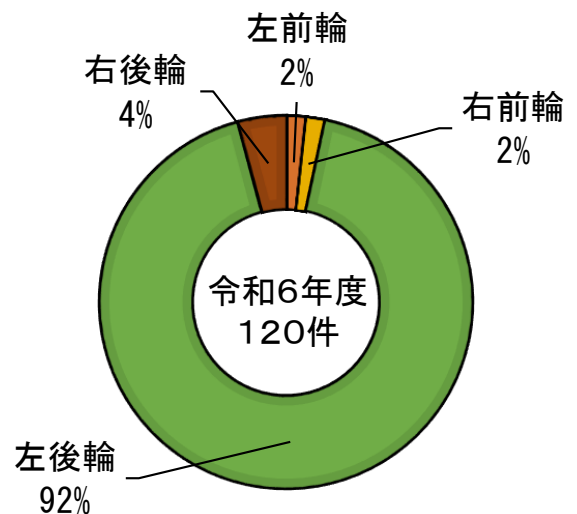
冬用タイヤなどタイヤ交換等が
大半を占める

タイヤ脱着作業内容別



左後輪に集中する傾向は、
前年度と変化なし

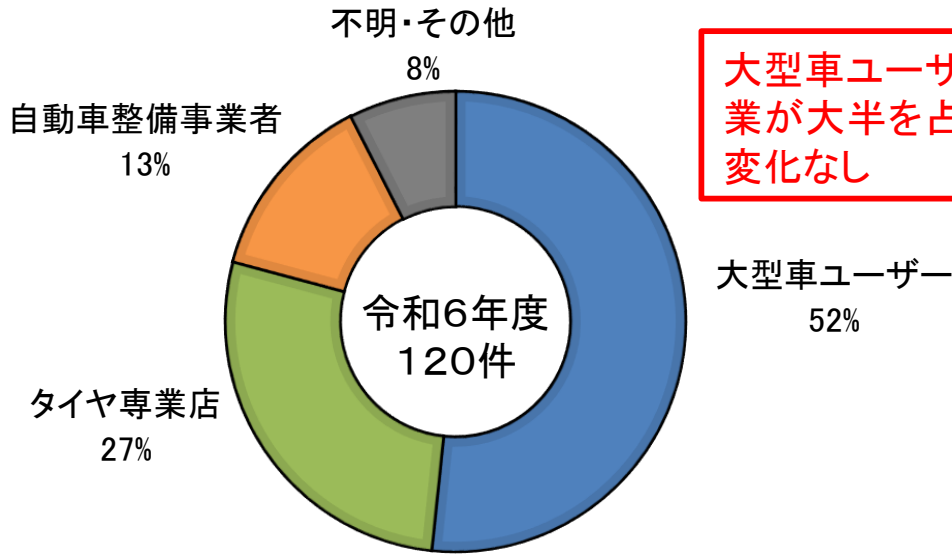
脱落した車輪位置



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業実施者別 タイヤ脱着作業時における不備（令和6年度）

➤ 各作業実施者に同種不備があり、潤滑剤塗布未実施（不適切）の割合が高い

作業実施者	大型車の使用者 (62件のうち)	タイヤ専門店 (33件のうち)	整備事業者 (16件のうち)
作業等不備割合 ※1件に複数の 不備もあり	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【50%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【21.2%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【18.7%以上】
	トルクレンチ等不使用 【16.1%以上】	トルクレンチ等不使用 【9.0%以上】	トルクレンチ等不使用 【6.2%以上】
	ホイール・ナット等清 掃未実施 【12.9%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【6.0%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【0%】

※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

※ 各母数は調査できなかったものも含まれているため、各割合は●%以上と表示した

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故車両調査

- 令和6年度に発生した車輪脱落事故車両120台のうち98台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
 - ・ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャがスムーズに回転しないものや、ワッシャが固着しているもの
 - ・ホイール・ボルトやナットに著しいさびがあるものや、ゴミ等の異物が付着しているもの
 - ・ディスク・ホイールやハブ等に著しいさびがあるもの等、適切なタイヤ脱着作業が実施されていない車両が確認された。

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ナットが滑らかに回転せず、油分が付着していなかった。

締め付け不良・潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ボルトのねじ部がディスク・ホイールとの干渉により損傷。また、油分が付着していなかった。

ディスク・ホイールやハブの錆び



ディスク・ホイールの表面全体が錆びている。



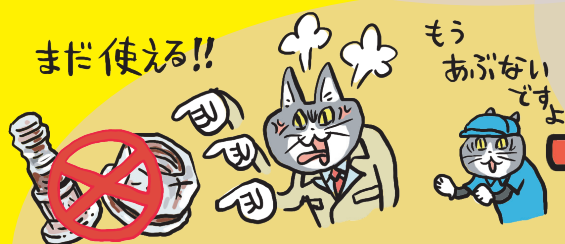
ハブのディスク・ホイール当たり面に錆が付着。

防ごう 大型車の車輪脱落事故



おとさぬ
ための
点検整備

事前の正しい点検が大きな
事故を未然に防ぐ唯一かつ
最善の手段です。



さびたナットは
清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、
ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加
塗装などを取り除きます。



いちにち一度は
ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い
左後輪を中心に、ボルト、ナットを
目で見て手で触るなどして点検します。

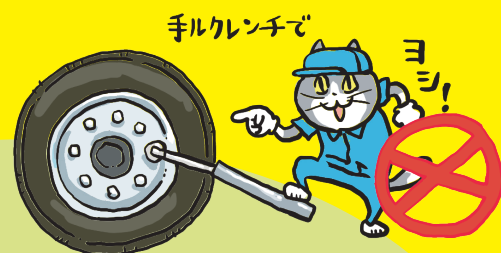
お

と

+

ナ

い



トルクレンチで
適正締付

適正なトルクレンチによる
規定トルクの締め付け、
タイヤ交換後の増し締めの実施。



ナット・ワッシャー
隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、
ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイル
など指定の潤滑油を薄く塗布し、
回転させて油をなじませてください。

©くまね工房



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車・バス車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラックス)
全日本トラック協会 日本バス協会 全国トラック協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会
全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品・小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



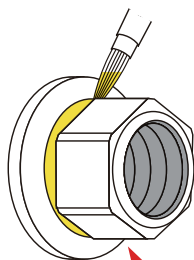
ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

ISO方式

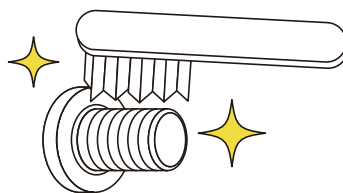
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
			ボルト交換
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 履き替え	
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意！



ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。
著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください！

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

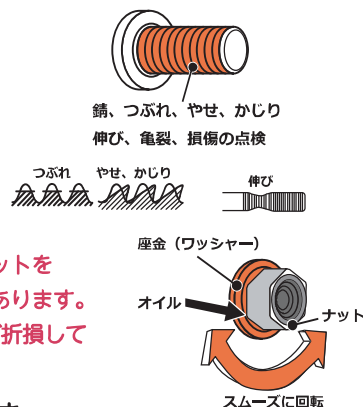
【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

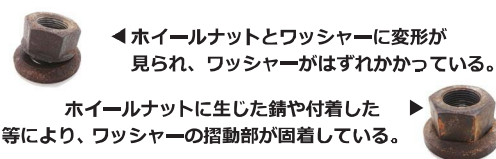
※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

- ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。
ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。



【著しい錆の例】



◀ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。
ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの摺動部が固着している。

ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

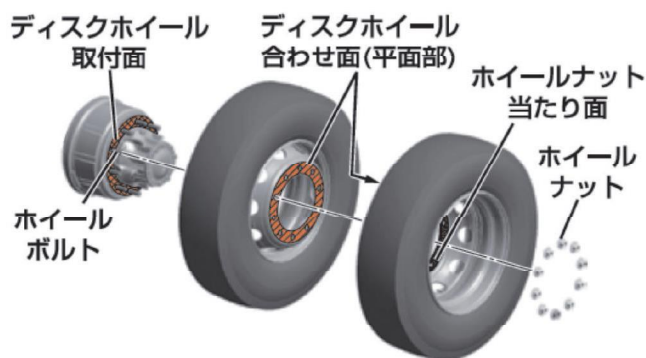
※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

【ディスクホイールの点検要領】

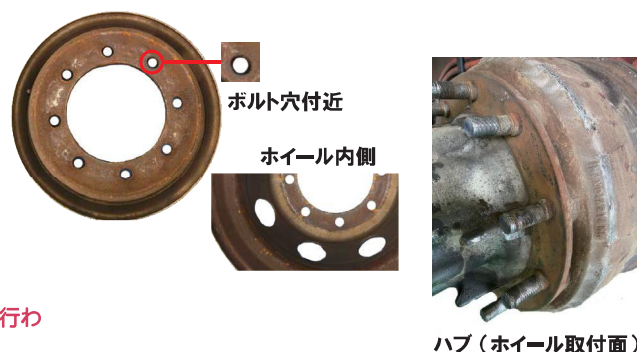
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



【著しい錆の例】

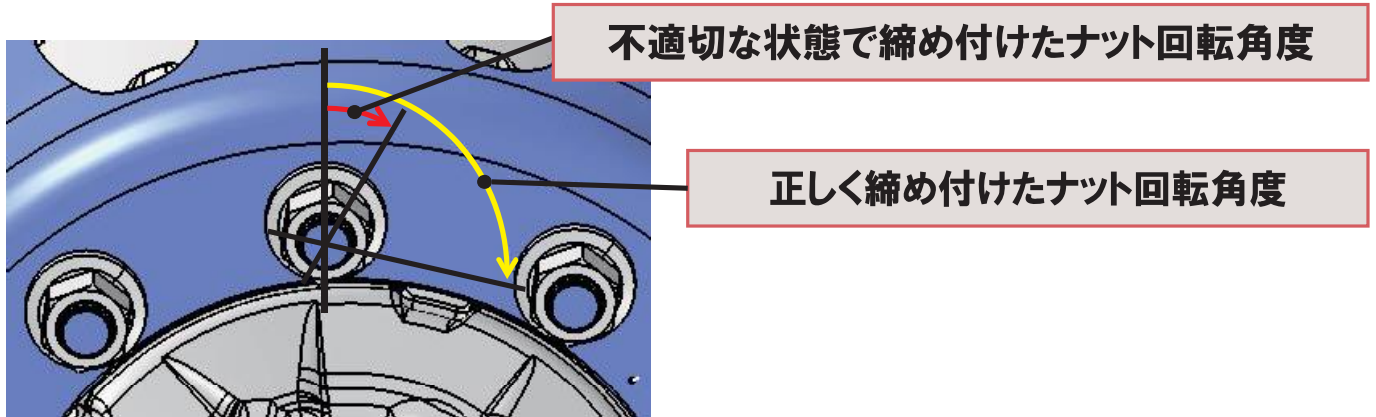


ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

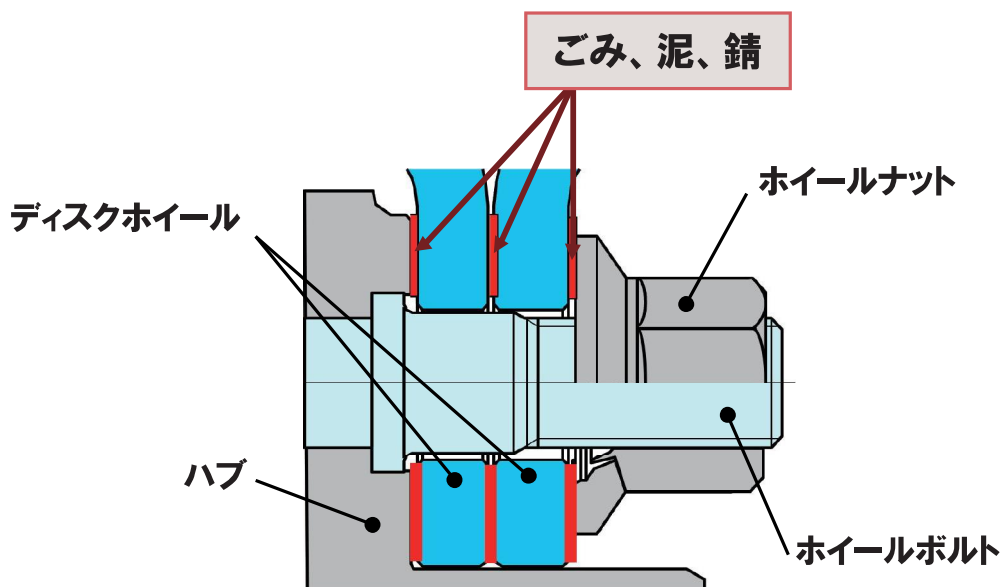
ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面に
ごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、
規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで
締まらず、**十分な締め付け力が得られなくなります。**



ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、
剥がれることで、**締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。**



車輪脱落予兆検知装置のご案内

走行中に異常を検知

大型車の車輪脱落事故ゼロ宣言



©くまね工房



年間100件を超える大型車の車輪脱落事故が発生しています。車輪脱落事故防止には、車輪脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底がとても重要ですが、近年開発された車輪脱落予兆検知装置は、安全の確保のみならずドライバーの負担軽減も期待されます。

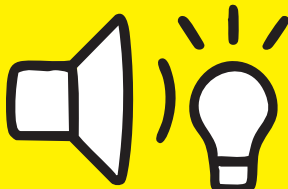
車輪脱落の予兆を検知

ホイールナットが緩むなどにより車輪が脱落する恐れが発生した際、その予兆を検知し、ドライバーに警報します



予兆警報

車輪に取付けたセンサーがナットの緩みなど車輪脱落の予兆を検知し、車輪脱落事故を未然に防止



音・光で警報

ナットの緩みを音と光でドライバーに通知し、見逃しません



簡単脱着

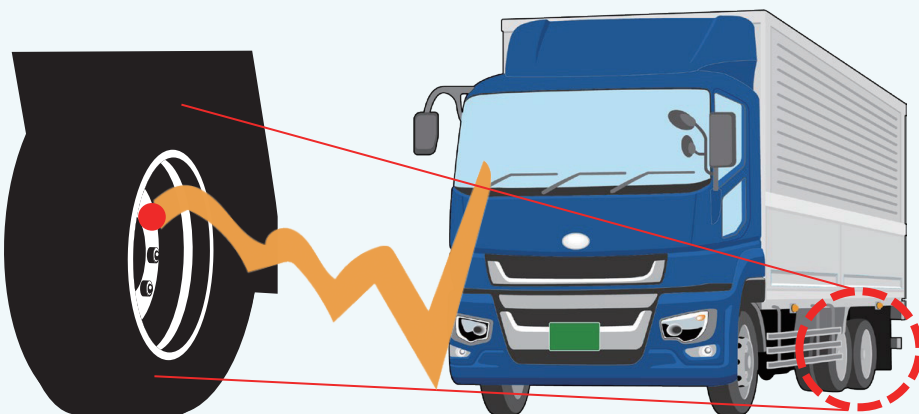
簡単取付で車輪脱着時も煩わせません

予兆検知の3ステップ

Step-1

Step-2

Step-3



① 車輪脱落の予兆を検知

センサーがホイールナットの緩みなど車輪脱落の予兆を検知

② 電波で送信

運転席の受信表示機へ電波で送信

③ ドライバーに警報

音と光でドライバーに警報

車輪脱落予兆検知装置のご案内

経営リスクをゼロへ

大型車の車輪脱落事故ゼロ宣言

車輪脱落は大事故につながりかねない大変危険なものであり、車輪脱落事故を起こすと「車両の使用停止」などの行政処分や様々なリスクが発生します。

信用リスク

配送遅延、事故報道

資金リスク

運行停止、賠償金、保険料率、修理費用

国補助金でコスト半減（令和6年度・先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）



補助率：費用の1/2（上限5万円／台）
対象装置：車輪脱落予兆検知装置（後付け）

※後付けの車輪脱落予兆検知装置については、国土交通大臣が選定した装置が対象となります。

受付期間：R7.5.8～R8.1.30 ※予算枠に達し次第終了
補助金ポータル：<https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

導入のご相談はお近くの販売店へ

車輪脱落の予兆検知装置は、車種・軸構成により適合が異なります。
取付可否・導入費用・補助金の対象可否については、大型車メーカー4社のお近くの販売店にお問い合わせください。

よくある質問

1. 後付け品の適合車種は？

→現在（2025年10月1日時点）国土交通大臣の選定を受けている後付け品は「ISO ホイールのトラック」を対象とした製品です。（バス用はありません。今後の展開をお待ちください）

2. 補助金の対象条件は？

→自動車運送事業者を対象とし、国土交通大臣が選定した車輪脱落予兆検知装置を装着する場合に限ります。
詳細については、上記の補助金ポータルサイトでご確認ください。

3. 日常点検の代わりになりますか？

→車輪に取付けたセンサーで、車輪脱落の予兆を検知する装置ですが、すべてのホイールナットの緩みを検知するものではありませんので（2025年10月1日時点）、これまで通り、日常・定期点検は必ず行ってください。点検方法は、取扱説明書でご確認頂けます。



令和7年11月20日
物流・自動車局
自動車整備課

令和7年度スキャンツール補助事業を開始します！

～自動車の電子装置の故障探求をサポートする整備機器の導入等を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、自動車の事故防止を推進するため、自動車整備事業者に対してスキャンツールの導入等を支援します。

1. 申請期間

令和7年11月25日（火）10:00 ～ 令和8年1月30日（金）17:00（**先着順**^{※1}）

※1 予算がなくなり次第終了。

2. 補助対象事業者

自動車整備事業者^{※2}

※2 電子制御装置整備の認証を受けていない事業者にあつては、今後認証を申請予定である者に限る。

3. 補助概要

（1）一定の要件を満たすスキャンツール（構成部品であるPC等を含む）を購入する経費の一部を補助
（補助率：1／3、1事業場あたりの補助上限額：15万円）

（2）スキャンツール活用のための研修の受講費の一部を補助
（補助率：1／3、1事業場あたりの補助上限額：1万円）

注）令和7年4月1日以降にスキャンツール等を購入又は研修を受講した費用が補助対象になります。

4. 申請方法及び問い合わせ先

補助対象機器・研修、公募要領、申請様式など補助事業に関する詳細につきましては、補助事業の事務を行う「TOPPAN株式会社」のホームページをご覧くださいとともに、ご不明な点等あれば、同社のコールセンターへご相談ください。

TOPPAN株式会社（補助事務執行団体）

ホームページ：<https://hogo-zoushin.jp/>

コールセンター：03-4446-4346（9時～18時（平日のみ））

注1）**公募の受付は令和7年11月25日 10時より開始します。**

注2）**書類の記載方法など申請に関することは、こちらにお問い合わせ下さい。**

5. その他

予算に達し公募を終了する場合、上記ホームページにてお知らせ致します。

【問い合わせ先】（注：**申請に関するお問い合わせは、上記のコールセンターをご利用下さい。**）

物流・自動車局 自動車整備課 久保、山口、馬場

TEL：03-5253-8111（内線：42425）、直通：03-5253-8599

自動車整備事業者の方へ

申請に関する重要なご案内

先進安全自動車の整備環境の確保事業においては、同じ要件にて

令和6年度補正予算 被害者保護増進等事業費補助金

令和7年度 被害者保護増進等事業費補助金

でそれぞれ交付申請受付しております。ただし、補助対象機器の購入期間によって申請可能な補助金が異なるため、以下をご確認ください。

Q

結局どの補助金で申請したらいいの？



A 機器を購入したタイミングが

令和6年4月1日～令和7年3月31日

の方

令和6年度補正予算

被害者保護増進等事業費補助金

でのみ申請が可能です



令和7年4月1日以降に新たに補助対象機器を
ご購入された場合等は、

令和7年度 被害者保護増進等事業費補助金にも
申請いただくことが可能です。

令和7年4月1日～令和8年1月30日

の方

令和6年度補正予算

被害者保護増進等事業費補助金

令和7年度

被害者保護増進等事業費補助金

どちらの補助金も申請が可能です

※スムーズに審査が進む可能性がありますので、
令和7年度補助金での申請を推奨します。

留意事項

- ・補助金交付は、事業場ごと、同じ種別の経費に対し両補助金で1回ずつまでです。予めご了承ください。
- ・補助金交付は、両補助金とも、補助率1/3までかつ事業場あたり16万円（機器購入は15万円、研修受講は1万円）までです。
- ・両補助金にて重複した申請が行われた場合、申請者に確認のうえ、どちらか一方を棄却します。
- ・PC等が分離式である補助対象機器では、Windows10から11へのアップデート対応等のため、PC等のみの入替えであっても補助対象となります。

令和6年度補正予算

被害者保護増進等事業費補助金

令和7年度

被害者保護増進等事業費補助金



令和7年度 指定監査結果集計表(口頭注意件数)

10月末現在

()内は前年同月の件数

	札幌	函館	室蘭	旭川	帯広	釧路	北見	全道計
(1)指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り(3点)								
①点検整備項目の記載漏れ、誤り	2 (1)	0 (1)	0 (2)	1 (0)	3 (9)	4 (4)	5 (1)	15 (18)
②完成検査欄記載漏れ(誤り)								
CO/HC	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
DS	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (4)
ヘッドライト	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	2 (3)
サイドスリップ	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)
ブレーキ	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	3 (2)
スピード(誤差)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (2)	1 (4)
排気騒音	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
補助前照灯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
タイヤ振れ	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	2 (1)
警音器	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
③目視検査欄の記載漏れ、誤り	(全部)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
	(一部)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (0)	12 (0)
④記載事項照合欄記載漏れ、誤り(同一性)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	7 (2)
⑤交付番号記載漏れ、誤り	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (2)
⑥検査年月日記載誤り	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(2)適合証の検査年月日、交付年月日を記載漏れ、記載誤りし、適合証を交付した(3点)								
①検査年月日記載漏れ、誤り	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
②交付年月日記載漏れ、誤り	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
③その他記載漏れ、誤り(保険、最終検査申請日等)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
(3)検査員の証明を記載漏れ、記載誤りした(3点)								
検査員氏名記載漏れ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(4)記録簿の様式間違い(3点)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(5)検査員の変更届出等未提出(9点)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(6)事業場等の変更届出未提出(3点)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
(7)その他								
①自賠責不足	0 (3)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (3)
②その他	10 (2)	0 (0)	1 (0)	6 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	17 (4)

	札幌	函館	室蘭	旭川	帯広	釧路	北見	全道計
監査件数	140	20	43	26	13	20	31	293
	(226)	(25)	(11)	(9)	(16)	(84)	(38)	(409)
口頭注意を受けた事業場数	15	4	6	10	3	6	28	72
	(7)	(2)	(3)	(1)	(10)	(6)	(8)	(37)
監査件数あたりの比率	10.7%	20.0%	14.0%	38.5%	23.1%	30.0%	90.3%	24.6%
	(3.1%)	(8.0%)	(27.3%)	(11.1%)	(62.5%)	(7.1%)	(21.1%)	(9.0%)

令和6年度及び令和7年度の指定整備事業者の処分状況一覧

(注) 指定整備事業者の認証関係処分だけのものは含みません。

		取 消	停 止	警 告			処分等 事業場数	検 査 員		
				局 長	支局長	合 計		解 任	警 告	合 計
札 幌	R6		1	10	4	14	15		3	3
	R7	1			1	1	2	1		1
函 館	R6				2	2	2		2	2
	R7					0	0			0
室 蘭	R6			2	1	3	3		1	1
	R7		1			0	1			0
旭 川	R6				2	2	2			0
	R7		1		3	3	4		2	2
帯 広	R6	1			1	1	2	2	1	3
	R7					0	0			0
釧 路	R6					0	0			0
	R7					0	0			0
北 見	R6					0	0			0
	R7					0	0			0
合 計 (全道)	R6	1	1	12	10	22	24	2	7	9
	R7	1	2	0	4	4	7	1	2	3

令和7年11月21日現在

令和6年度 主な指定自動車整備事業者処分概況（運輸局取扱い概況）

【事 例1】 （帯広管内）

処分：令和6年5月 業態：専業

「不正車検通報窓口」にペーパー車検の疑いがある整備工場の情報が寄せられた。令和6年4月、事業場へ特別監査を実施し、オートバイ6台、ボートトレーラ2台の計8台に対しペーパー車検にて車検更新したことが判明し、その他に、一部の輸入車は速度計の検査を行っていなかったこと（31台）や、一部の中古車販売業者等から請け負った車検について、点検整備を全て行っていなかったこと（1,054台）、指定整備記録簿の虚偽記載や保存義務違反の法令違反が確認された。

（違反概要）

- 認証関係 -----取消
(1) ペーパー車検で車検手続きをしたこと(5台以上)
- 指定関係 -----取消
(1) 点検整備及び検査を全て実施せずに保安基準適合証を交付したこと
(8台)
(2) 点検整備を全て実施せず保安基準適合証を交付したこと(1054台)
(3) 故意により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付したこと
(31台)
(4) 指定整備記録簿の虚偽記載をしたこと
(5) 指定整備記録簿を2年間保存していないこと
(6) 完成品に恒常性を有していないこと
(7) 法令の規定を遵守する体制でないこと
※ 違反点数 ((1)取消+(2)30点×1054台+(3)10点×31台+
(4)30点+(5)20点+(6)3点+(7)3点) = 31986点
- 自動車検査員 -----解任命令(2名)
(1) 検査員が検査をしていないにもかかわらず保安基準適合証に証明したこと。
(2) 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず保安基準適合証に証明したこと。

【事 例2】 （札幌管内、室蘭管内）

処分：令和6年8月 業態：ディーラー

令和6年5月に北海道運輸局へ点検整備料金の過剰請求を行っていたとの報告があった。この報告を基に特別監査を実施したところ点検整備料金の過剰請求、指定整備記録簿の記載漏れ・記載誤りが確認された。

（違反概要）

・ 認証関係 ----- 事業停止10日

（1）点検整備料金の過剰請求

※違反点数(1)6点×2＝12点

法令違反の内容について社会的影響等が大きいとして、違反点数の合計を2倍に加重した。

・ 指定関係 ----- 文書警告

（1）法令の規定を遵守する体制でない

（2）指定整備記録簿の記載漏れ・記載誤り

※違反点数（(1)3点＋(2)3点）×2＝12点

法令違反の内容について社会的影響等が大きいとして、違反点数の合計を2倍に加重した。

【事 例3】 （札幌管内）

処分：令和6年12月 業態：ディーラー

当該事業場において車検整備を行った一部の車両で、指定（特定）整備記録簿には部品交換したことが記載されていたが、整備主任者は実際に当該作業を実施しておらず、受付担当及び自動車検査員はこの事実を知らずに当該作業の工賃及び部品代を請求していた。このことについて自主申告があったことから、特別監査を実施し違反の事実を確認した。

（違反概要）

・ 認証関係 ----- 事業停止10日

（1）特定整備記録簿の虚偽記載

（2）点検整備料金の過剰請求

（3）整備主任者の特定整備記録簿等に関する統括管理不備

※違反点数(1) 10点+(2) 6点+ (3) 3点=19点

• 指定関係-----指定停止20日

(1) 指定整備記録簿の虚偽記載

(2) 法令の規定を遵守する体制でない

※違反点数 ((1)30点+(2)3点) =33点

令和6年度 指定自動車整備事業者処分概況（支局長警告概況）

（注）認証関係処分だけのものも含まれます。

【事例1】（函館管内）

処分：令和6年6月 業態：ディーラー

令和6年5月、函館運輸支局へOSSによる継続検査の更新申請のあった車両の受付審査時、保安基準緩和の期限が過ぎていたため、保安基準不適合状態となっているセミトレーラに対して保安基準適合証を交付したおそれがあることを確認した。

令和6年6月、当該事業場へ特別監査を実施した結果、事業場管理責任者と自動車検査員は保安基準緩和の期限の確認を失念し、保安基準不適合状態となっているセミトレーラに対して保安基準適合証に適合している旨を証明し、適合証を交付した事実を確認した。

（違反概要）

- ・ 指定関係-----文書警告
(1) 故意以外により保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証を交付した（1台）
(2) 法令の規定を遵守する体制でない
※違反点数 $((1)30点 \times 1台 + (2)3点) \times 1 / 2 = 17点$
違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。
過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。
以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。
- ・ 自動車検査員-----文書警告（1名）
(3) 自動車検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証に証明した
※事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事例2】（札幌管内）

処分：令和6年6月 業態：専業

令和6年4月、札幌運輸支局の窓口へ保安基準適合証による継続検査の有効期間の更新申請のあった車両のOSS更新手続き審査時、保安基準緩和の有効期限が過ぎていたため、保安基準不適合状態となっているセミトレーラに対し

て保安基準適合証等を交付したおそれがあることが発覚した。

令和6年6月、当該事業場へ特別監査を実施した結果、自動車検査員は保安基準緩和有効期限の確認を失念したまま保安基準適合証に適合している旨を証明し、事業場管理責任者は同じく確認を失念したまま保安基準適合証を交付した事実が確認された。

（違反概要）

・ 指定関係 ----- 文書警告

(1) 故意以外により保安基準不適合状態で保安基準適合証を交付した

(2) 法令の規定を遵守する体制でない

※違反点数 $((1) 30 \text{ 点} \times 1 \text{ 台} + (2) 3 \text{ 点}) \times 1 / 2 = 17 \text{ 点}$

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

・ 自動車検査員 ----- 文書警告（1名）

(3) 自動車検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証に証明した

※事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事 例3】 （旭川管内）

処分：令和6年7月 業態：専業

令和6年4月、旭川運輸支局へOSSによる継続検査の有効期間の更新申請のあった車両の受付審査において、自賠責の保険期間が更新後の有効期間を満たしていないことが確認された。その後、令和6年7月に当該事業場へ特別監査を実施したところ、更新されるべき自動車検査証の有効期間の一部の期間において、自賠責未加入となる状況にもかかわらず、保安基準適合証を交付した事実を確認した。

（違反概要）

・ 指定関係 ----- 文書警告

(1) 当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず、適合証を交付した。

(2) 法令の規定を遵守する体制でない

※違反点数 $((1) 10 \text{ 点} + (2) 3 \text{ 点}) = 13 \text{ 点}$

【事 例4】 （札幌管内）

処分：令和6年7月 業態：専業

令和6年5月、札幌運輸支局の窓口へ保安基準適合証による継続検査の有効期間の更新申請のあった車両の提出書面審査時、保安基準緩和の有効期限が過ぎていたため、保安基準不適合状態となっているセミトレーラに対して保安基準適合証等を交付したおそれがあることが発覚した。

令和6年7月、当該事業場へ特別監査を実施した結果、自動車検査員は保安基準緩和有効期限の確認を失念したまま保安基準適合証に適合している旨を証明し、事業場管理責任者は同じく確認を失念したまま保安基準適合証を交付した事実が確認された。

（違反概要）

・ 指定関係 ----- 文書警告

（1）故意以外により保安基準不適合状態で保安基準適合証を交付した

（2）法令の規定を遵守する体制でない

※違反点数 $((1) 30 \text{点} \times 1 \text{台} + (2) 3 \text{点}) \times 1 / 2 = 17 \text{点}$

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

・ 自動車検査員 ----- 文書警告

（3）自動車検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証に証明した

※事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事 例5】 （旭川管内）

処分：令和6年9月 業態：ディーラー

令和6年6月に点検整備料金の過剰請求を行っていたとの自主申告があった。この報告を基に特別監査を実施したところ3台の車両に対し点検整備料金の過剰請求が確認された。

（違反概要）

・ 認証関係 ----- 文書警告

（1）点検整備料金の過剰請求

※違反点数(1)6点

【事例6】 (函館管内)

処分：令和6年10月 業態：専業

令和6年8月、街頭検査にて最低地上高不足などの整備命令を発令した車両が車検更新手続き中であり適合標章を表示していたため、交付した事業者へ特別監査を実施した。

監査の結果、誤った測定位置にて最低地上高の測定をしていたことが確認され、自動車検査員は保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証に適合している旨を証明し、事業場管理責任者は適合証を交付したことを確認した。

(違反概要)

・指定関係 ----- 文書警告

(1) 故意以外により保安基準不適合状態で保安基準適合証を交付した

※違反点数 $((1)30点) \times 1 / 2 = 15点$

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

・自動車検査員 ----- 文書警告

(2) 自動車検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証に証明した

※事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事例7】 (室蘭管内)

処分：令和6年11月 業態：ディーラー

普通貨物（形状ボンネット）の中古新規登録において、保安基準適合証による申請があったが、現車提示を行わなかったため不受理とされた。後日、持込み検査を受検した際、重量の同一性が登録識別情報等通知書と相違していた

特別監査を実施したところ、自動車検査員の誤認識により同一性の相違する車両に対し保安基準適合証に証明し、保安基準適合証を交付したことを確認した。

(違反概要)

- ・指定関係-----文書警告
 - (1) 法令の規定を遵守する体制でない
 - (2) 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した
 - ※違反点数 $((1) 3点 + (2) 20点) \times 1 / 2 = 12点$
 - 違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。
 - 過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。
 - 以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。
- ・自動車検査員-----文書警告
 - (3) 自動車検査員が同一性の相違する自動車に対して、保安基準適合証等に証明をした。
 - ※事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事 例8】 (帯広管内)

処分：令和6年12月 業態：ディーラー

現車提示が必要な車両であるにもかかわらず、電子保安基準適合証による中古新規登録申請があった。持込検査に切り替え新規検査を受検したが、同一性の相違する箇所（幅・車両重量）があったことから、同一性が相違する状態で電子保安基準適合証を交付したことが発覚した。

その後、特別監査を実施し、当該事業場で保安基準適合証を交付する際に、同一性が相違していたにも関わらず保安基準適合証を交付したこと、指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤りの違反が確認された。

(違反概要)

- ・指定関係-----文書警告
 - (1) 法令の規定を遵守する体制でない
 - (2) 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した
 - (3) 指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り
 - ※違反点数 $((1) 3点 + (2) 20点 + (3) 3点) \times 1 / 2 = 13点$
 - 違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。
 - 過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。
 - 以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。
- ・自動車検査員-----文書警告
 - (1) 自動車検査員が同一性の相違する自動車に対して、保安基準適合証等に証明をした。
 - ※事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事 例 9】 （札幌管内）

処分：令和7年2月 業態：専業

当該事業場において電子制御装置整備にかかる認証変更の申請をしていないのに、電子制御装置整備の適用を受ける自動車にもかかわらず、保安基準適合証を交付していたと自主申告があった。令和6年12月に当該事業場へ特別監査を実施したところ、上記内容が事実であることを確認した。

（違反概要）

・ 指定関係 ----- 文書警告

- (1) 業務の範囲の自動車の種類以外に保安基準適合証を交付した（4台）
- (2) 法令の規定を遵守する体制でない

※違反点数 $((1) 5 \text{点} \times 4 + (2) 3 \text{点}) \times 1 / 2 = 12 \text{点}$

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

【事 例 10】 （札幌管内）

処分：令和7年2月 業態：専業

当該事業場より、同一性（自動車登録番号）に相違がある車両に対して保安基準適合証を交付したと申告があり、当該事業場へ特別監査を実施した結果、自動車検査員は同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準に適合している旨を証明し、事業場管理責任者は確認を失念したまま保安基準適合証を交付した事実が確認された。

（違反概要）

・ 指定関係 ----- 文書警告

- (1) 同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証を交付した（1台）
- (2) 法令の規定を遵守する体制でない

※違反点数 $((1) 20 \text{点} + (2) 3 \text{点}) \times 1 / 2 = 12 \text{点}$

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

・自動車検査員-----文書警告

(1) 自動車検査員が同一性の相違する自動車に対して、保安基準適合証等に証明をした。

※事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事例11】 (旭川管内)

処分：令和7年3月 業態：専業

軽自動車検査協会旭川事務所へ保安基準適合証による継続検査の有効期間の更新申請を行った車両について、自賠責の保険期間が更新後の有効期間を満たしていないことが確認された。その後、当該事業場へ特別監査を実施したところ、更新されるべき自動車検査証の有効期間の大部分の期間において、自賠責未加入となる状況にもかかわらず保安基準適合証を交付した事実を確認した。

(違反概要)

・指定関係-----文書警告

(1) 当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち、大部分の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。

(2) 法令の規定を遵守する体制でない

※違反点数 (1)30点+(2)3点)×1/2=17点

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

令和7年度 主な指定自動車整備事業者処分概況（運輸局取扱い概況）

【事例1】（室蘭管内）

処分：令和7年9月 業態：ディーラー

令和7年5月26日、当該事業者より、同年5月22日に2台の車両について、完成検査を実施した自動車検査員Aが、同日不在であった自動車検査員Bになりすまし保安基準適合証に証明し交付した旨の自主申告があった。

令和7年6月25日、特別監査を実施したところ、当該2台の車両について、完成検査を実施した自動車検査員Aが実際に完成監査をしていない自動車検査員Bの氏名を使用し保安基準適合証に虚偽の証明し交付した事実が確認された。

（違反概要）

・ 指定関係 ----- 保適証等交付停止65日

- (1) 法令の規定を遵守する体制でない
- (2) 検査員の証明を虚偽の記載した（2台）
- (3) 指定整備記録簿の虚偽記載

※違反点数 (1) 3点 + (2) 45点 × 2 + (3) 30点 = 123点

【事例2】（旭川管内）

処分：令和7年9月 業態：専業

令和7年5月20日、運輸支局の窓口へ保安基準適合証（以下「適合証」という。）により継続検査の有効期間の更新申請があった車両について、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「自賠責」という。）の保険期間が更新後の有効期間を満たしていないことが確認された。

令和7年7月24日、当該事業場へ特別監査を実施したところ、更新されるべき自動車検査証の有効期間の一部の期間において、自賠責未加入となる状況にもかかわらず適合証を交付した事実を確認した。

（違反概要）

・ 指定関係 ----- 保適証等交付停止25日

- (1) 法令の規定を遵守する体制でない
- (2) 適合証の交付日から当該適合証により更新される車検証有効期間の満

了日までの期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した(1台)

※違反点数 $((1)3点 + (2)10点 \times 1台) \times 2 + 16点 = 42点$

過去1年以内に行政処分等(口頭注意を除く)を受けているため違反点数2倍に加重した。

過去2年以内で前回の違反において減じた点数を加算した。(前回減じた点数16点)

【事例3】 (札幌管内)

処分：令和7年11月 業態：ディーラー

令和7年5月8日、当該事業者より同社事業場において、車検での完成検査に不適切な対応があると社内で申告があり、社内調査を実施したところ、当該検査員が車検の受入点検では検査機器を使用して検査を実施していたが、整備完了後の完成検査では目視による検査と同一性の確認のみを行い、検査機器による検査は受入点検で実施した検査機器の数値を指定整備記録簿に記載していたとの自主申告があった。

この申告を基に、特別監査を実施したところ、受入点検では検査機器を使用して検査していたが、整備においてブレーキ等の検査結果に影響のある分解整備を行ったにも関わらず、整備完了後の完成検査において改めて検査機器(ブレーキテスト等)による確認を行っていなかったことが確認された。また、後日に部品交換となった車両について、特定整備記録簿を作成していなかったことが確認された。

(違反概要)

・ 認証関係 ----- 文書警告

- (1) 特定整備記録簿の記載なし
- (2) 特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り
- (3) 使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない
- (4) 特定整備記録簿を2年間保存していない
- (5) 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備

※違反点数 $(1)3点 + (2)0点 + (3)0点 + (4)0点 + (5)3点 = 6点$

(1)、(2)については、同一違反事項につき(1)を適用

(1)、(3)、(4)については、同一車両につき(1)を適用

・ 指定関係 ----- 取消

- (6) 法令の規定を遵守する体制でない

(7) 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した（1,000台）

※違反点数 （(6)3点+(7)10点×1,000台）=10,003点

• 自動車検査員-----解任命令（1名）

(8) 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した

令和7年度 指定自動車整備事業者処分概況（支局長警告概況）

（注）認証関係処分だけのものも含まれます。

【事例1】（旭川管内）

処分：令和7年7月 業態：ディーラー

当該事業者より、本来取り付けられているべき自動車登録番号標と異なる登録番号標（同時期に他店舗で販売した車両に取り付けるべき登録番号標）が取り付けられたままの車両に保安基準適合証を交付していたとの自主申告があった。当該事業場へ特別監査を実施したところ、自動車検査員は自動車登録番号標が相違しているにもかかわらず保安基準適合証へ証明し、事業者は保安基準適合証を交付した事実を確認した。

（違反概要）

- ・ 指定関係 ----- 文書警告

(1) 同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証を交付した
(1台)

(2) 法令の規定を遵守する体制でない

※違反点数 (1) 20点×1台+(2) 3点×1/2=12点

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

- ・ 自動車検査員 ----- 文書警告（1名）

(3) 自動車検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証に証明した

※事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事例2】（旭川管内）

処分：令和7年7月 業態：ディーラー

当該事業者より、本来取り付けられているべき自動車登録番号標と異なる登録番号標（同時期に他店舗で販売した車両に取り付けるべき登録番号標）が取り付けられたままの車両に保安基準適合証を交付していたとの自主申告があった。当該事業場へ特別監査を実施したところ、自動車検査員は自動車登録番号標が相違しているにもかかわらず保安基準適合証へ証明し、事業者は保安基準適合証を交付した事実を確認した。

(違反概要)

・ 指定関係 ----- 文書警告

(1) 同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証を交付した
(1台)

(2) 法令の規定を遵守する体制でない

※違反点数 $((1) 20 \text{点} \times 1 \text{台} + (2) 3 \text{点}) \times 1 / 2 = 12 \text{点}$

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

・ 自動車検査員 ----- 文書警告 (1名)

(3) 自動車検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証に証明した

※事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事 例3】 (旭川管内)

処分：令和7年7月 業態：ディーラー

当該事業者より、車検整備を行った車両において、点検結果の良否に関わらず部品交換の作業指示があった項目(制動装置)に対し、作業工程の確認不足により、当該作業が未実施であったにもかかわらず、作業を完了していると思い、整備を完了させた。また、自動車検査員はこのことを知らずに完成検査を実施のうえ、保安基準適合証を交付し、当該作業の工賃を過剰請求していた旨の自主申告があったことから、当該事業場に対し特別監査を実施し違反の事実を確認した。

(違反概要)

・ 認証関係 ----- 文書警告

(1) 点検整備料金の過剰請求 (1台)

(2) 特定整備記録簿の一部記載誤り

(3) 整備主任者の特定整備記録簿等に関する統括管理不備

※違反点数 $((1) 6 \text{点} + (2) 1 \text{点} + (3) 3 \text{点}) \times 1 / 2 = 5 \text{点}$

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

・ 指定関係 ----- 文書警告

(1) 指定整備記録簿の一部記載誤り

(2) 法令の規定を遵守する体制でない

※違反点数 $((1)3点 + (2)3点) \times 1 / 2 = 3点$

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

【事例4】 (札幌管内)

処分：令和7年11月 業態：専業

令和7年6月18日、運輸支局の窓口へ保安基準適合証（以下「適合証」という。）により継続検査の有効期間の更新申請があった車両について、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「自賠責」という。）の保険期間が更新後の有効期間を満たしていないことが確認された。

その後、当該事業場へ特別監査を実施したところ、更新されるべき自動車検査証の有効期間の一部の期間において、自賠責未加入となる状況にもかかわらず適合証を交付した事実を確認した。

（違反概要）

・ 指定関係 ----- 文書警告

(1) 法令の規定を遵守する体制でない

(2) 適合証の交付日から当該適合証により更新される車検証有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した（1台）

※違反点数 $(1)3点 + (2)10点 \times 1台 = 13点$

令和7年10月8日
北海道運輸局
自動車技術安全部

車検前の適切な点検・整備へのご協力をお願いします！！

～ 再検査を減らし、スムーズな車検の実現に向けて ～

北海道運輸局では、管内の運輸支局に検査・登録手続きのために来庁される方々の“混雑解消”に向けて取り組んでいます。

混雑の要因の一つである「車検時の不合格及び再検査状況」を調査した結果、皆さまのご協力もあり前年度から改善しておりますが、依然として北海道の不合格及び再検査の割合は、全国で最も高い水準が続いていますので、ご利用される皆さまに状況を広く理解していただき、より一層の受検前の適切な点検と整備の徹底を引き続きよろしくお願いいたします。

1. 調査概要

調査期間: 令和4年度、令和5年度、令和6年度の年度毎

調査対象: 各運輸支局へ車両を持ち込んで受検する継続検査

調査項目: 受検車両台数、受検車両台数に対する不合格※1 割合及び再検査※2 割合

※1: 不合格とは、検査受検したが不適合箇所があり、かつ車検を更新できなかったもの

※2: 再検査とは、検査受検した際に不適合箇所があったもの

2. 調査結果

【年度別 受検車両台数と不合格及び再検査割合】

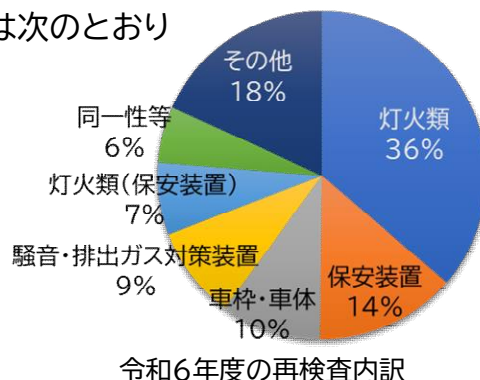
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受検車両台数	北海道: 221,800台 全 国: 5,241,736台	北海道: 220,055台 全 国: 5,158,216台	北海道: 228,729台 全 国: 5,312,975台
不 合 格 割 合	北海道: 3.4% 全 国: 1.6%	北海道: 3.7% 全 国: 1.7%	北海道: 3.2% 全 国: 1.8%
再 検 査 割 合	北海道: 16.9% 全 国: 10.4%	北海道: 17.4% 全 国: 10.7%	北海道: 15.3% 全 国: 11.5%

- 北海道における受検車両台数に対する不合格及び再検査割合は、全国の各地方運輸局の中で最も高い水準であり、特に、不合格の割合は、全国平均の約2倍である

- 令和6年度の北海道における再検査のうち多いものは次のとおり

※(独)自動車技術総合機構北海道検査部の調査による

- ・灯火類の不適合 再検査全体のうち約36%
例)ヘッドライトの向きや明るさ等
 - ・保安装置の不適合 再検査全体のうち約14%
例)ウォッシャーやクラクションの故障等
 - ・車枠・車体の不適合 再検査全体のうち約10%
例)車体表示なし、ボディの錆による腐食等
- 別紙を併せてご確認ください



自動車点検整備推進運動



9月及び10月は自動車点検整備
推進運動強化月間です

安全と環境保全には、点検・整備が必要です

お問い合わせ

自動車技術安全部

技術課 谷原

電話:011-290-2753

整備・保安課 山本

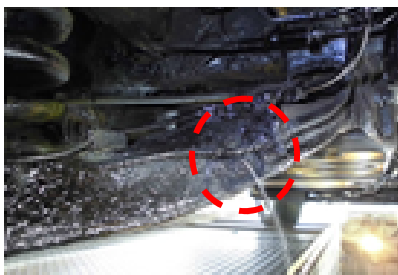
電話:011-290-2752

○再検査が多い項目の主な内容

項目	小項目	主な内容
灯火類	ヘッドライト フォグランプ スモール ブレーキ ハイマウントストップランプ ナンバー灯 ウインカー バックランプ 等	ヘッドライトの明るさや向き 球切れによる不点灯 取付け位置が適切ではない 不適切な補修(破損をテープで補修等)
保安装置	窓ガラス クラクション 非常信号用具(発煙筒) ワイパー・ウォッシャー	規定外標識、着色フィルム、吸盤 鳴らない、音色、大きさ 備え付けがなし ワイパーの損傷、ウォッシャーが出ない
車枠・車体	車枠・車体 回転部分 車体表示	錆による腐食 車体からタイヤが突出している 最大積載量の表示がない

ヘッドライト表面の曇り (明るさ不足)	窓ガラスへの吸盤貼付	錆による穴あき
		

○その他危険な例

ブレーキパイプの損傷による ブレーキ液漏れ	リーフスプリングの損傷(折れ)	マフラーの損傷
		



「自動車点検整備推進運動」に関する情報や各種チラシ等はこちら

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>

